

検討委員会による、「候補地の決定」選考手順③における2件の候補地の除外についての検証

選考手順②で残った5件の候補地について、面積や形状、地形等の状況を確認するとともに、地形図を用いて、各候補地に、基本構想で想定している施設の概要モデルを仮に配置し、除外の妥当性について検証を行った。(候補地の基礎情報：別紙 2-3)

(1) 江名子町候補地の除外について(検討図面：別紙 2-4～2-5)

検討委員会による除外理由	検証結果
<p>市街地から近く近隣には住宅も多くはないが、他と比較して面積が十分とは言えず、また細長い敷地形状であることが劣っている。</p> <p>また、候補地の正面には企業の本社工場がある。直接的な影響は評価し難いが、企業から火葬場をよく見通せることとなるため、企業が近いことも住宅と同様に考えて大きな課題がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・細長い敷地形状であり、答申のあった3件の候補地に比べ、形状が劣っている。 ・施設のメンテナンス通路や車両の動線スペースの確保が困難である。 ・また、企業において来客者の応接を行う部屋から、候補地をよく見渡せるようになることを、実際に確認した。

(2) 西洞町候補地の除外について(検討図面：別紙 2-6～2-7)

検討委員会による除外理由	検証結果
<p>市街地から近いということはあるが、新火葬場建設事業が進められている目的は、現施設の老朽化や道路交通事情などの改善である。</p> <p>現火葬場に周囲の山林などを加えたものであり、敷地形状が不整形であることに加え、火葬場は利用休止期間を設けられる施設ではなく、利用しながらの建て替えには面積が不足している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不整形な敷地形状であり、答申のあった3件に比べ、形状が劣っている。 ・候補地の平坦地は、ほぼ現火葬場の敷地部分のみであり、応募土地の大半は急傾斜の山林である。 ・平面上は施設の配置が可能であるが、周囲が急傾斜の山林であることから、平坦地を敷地境界付近まで確保することは、実際には不可能である。